

平成18年度

社会保険事業計画  
(案)

— (抜粋) —

社会保険庁

※ 目標については、今後、厚生労働省から示されるものであり、変更が有り得る。

# I. 事業運營方針

## 事業運営方針

社会保険制度は、国民が安心して生活をしていく上で、揺るがすことのできない社会基盤の根幹であり、いわば、国の基礎の一つである。

また、近年、幾多の制度改正を経て、複雑かつ高度なものとなり、長い歳月を重ねて成熟度を増し、少子高齢化社会を迎えて、財政規模もそのシステムも、大規模化の一途を進んでおり、これを、正確にかつ効率的に運営することは、極めて重要な課題である。

社会保険庁の業務の抜本改革については、平成16年8月に、社会保険庁改革推進本部を発足させ、同年秋には、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめるとともに、「社会保険庁は変わります」宣言を発表し、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5つの柱にわたる業務改革に取り組んだ。

また、平成17年5月に、内閣官房長官の下に設置された「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終とりまとめにおいて、平成20年10月を目途とする組織改革案がとりまとめられたことを踏まえ、平成17年6月には、「社会保険庁は変わります」宣言（PART2）を公表し、平成17年度から19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、年金新組織が発足するまでの間に、社会保険庁をどのように変えていくかを国民の皆様明らかにし、その実現に向けて精一杯努力していくことを約束した。

具体的には、平成17年9月に、厚生労働大臣の下に置かれた「社会保険の新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を経て、「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取り組み～」として、120項目の取組とともに、次の到達目標を掲げたところであり、平成18年度事業計画においては、これに沿った取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、次の到達目標のうち、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、人材と資源を振り向け、全力を注ぐこととする。

### （1）最重要課題の3分野

#### ①＜国民サービスの向上＞

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

（到達目標）

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、

高い満足度を得られるサービスを実現する。

- 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報の提供の充実等に取り組む。
  - ・ 電話相談の応答率を、できる限り早期に8割以上に向上させる。
  - ・ 各種通知書等について分かりやすい内容に改めることにより、相談・苦情を3割削減。
  - ・ ポイント制の導入（平成20年4月）に先立って、年金個人情報をお知らせするサービスの充実を図る。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。

## ②＜年金制度の周知徹底＞

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

（到達目標）

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

## ③＜保険料収納率の向上＞

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

（到達目標）

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。
- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
  - ・口座振替率を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。
- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

## (2) 更なる対応を進める3分野

### ④ <予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト+ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。

### ⑤ <個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

### ⑥ <意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を担う重要な制度であるため、平成18年度社会保険事業計画においても、国民の信頼に応えられるよう、全力を挙げて、事業運営に取り組むこととする。

## Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述  
(但し、6(1)(2)(5)(6)は、社会保険庁が定める独自の目標)

【計画】中、「※」の付されている項目は緊急対応プログラム又は業務改革プログラムの事項

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成18年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成18年度の見込数値を計上している。

## 1. 適用事務に関する事項

### (1) 国民年金の適用の適正化

【略】

### (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕 適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

#### 【計画】

##### ① 未適用事業所の適用促進

- ア 法人登記申請書、雇用保険の適用事業所情報等を活用し、未適用事業所を把握する。
- イ 未適用事業所の事業主に対し、社会保険労務士等による巡回説明を実施する。
- ウ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、次のとおり拡大する。※<拡充>

	平成17年度	平成18年度
重点的な加入指導対象	15人以上	10人以上
職権適用対象	20人以上	15人以上

- エ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務に限る。）の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指して平成18年度は104か所の社会保険事務所に拡大する。※<拡充>
- オ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

##### ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や平成15年度から被保険者ごとに届出が必要となった賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。
- イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所等に対する重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。

- エ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求め、違法な脱退を防止する。
- オ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- カ 当面、平成19年度までに全体の15%以上の適用事業所から電子申請・磁気媒体での届出が行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。※<新規>

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・新規適用事業所数		
	厚生年金保険	前年度を上回る	58,265所
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	57,945所
	船員保険	前年度を上回る	144所
	・巡回説明実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	(地方計画の積上げ)	48,765所
	・重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	(地方計画の積上げ)	3,513所
	・事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
厚生年金保険	前年度を上回る	64,066件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	55,228件	
[標準報酬月額関係]			
厚生年金保険	前年度を上回る	78,477件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	70,680件	
見込数値	・全被保険者資格喪失事業所数	18年度見込	16年度実績
	厚生年金保険	39,000所	46,092所
	政府管掌健康保険	37,000所	43,915所
	船員保険	200所	218所
	・適用事業所数		
	厚生年金保険	1,658,000所	1,631,671所
	政府管掌健康保険	1,521,000所	1,498,226所
	船員保険	6,100所	6,347所
	・賞与支払事業所数(年度延数)		
	厚生年金保険	1,953,638所	1,957,551所
	政府管掌健康保険	1,659,519所	1,671,868所
	船員保険	4,145所	4,199所
	・資格取得被保険者数		
	厚生年金保険	5,869,747人	6,453,507人
	政府管掌健康保険	4,742,171人	4,529,561人
	船員保険	27,028人	25,210人
	・資格喪失被保険者数		
厚生年金保険	5,584,362人	6,069,532人	
政府管掌健康保険	4,181,465人	4,401,356人	
船員保険	23,310人	26,228人	
・被保険者数			
厚生年金保険	32,851,000人	32,491,043人	



政府管掌健康保險	19,223,000人	18,930,749人
船員保險	63,332人	66,081人
・被扶養者数		
政府管掌健康保險	17,150,761人	16,685,610人
船員保險	94,588人	108,705人

## 2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

【略】

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率

厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

【計画】

### ① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなるうちに保険料の徴収を行う。

イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。

ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

### ③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の受付を行う。

また、徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲を拡大する。

<新規>

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括申請

・社会保険と労働保険の各種届出の共通項目について一括申請（7グループ19届出）の利用促進を図る。

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・ 共通事業所調査 （共通調査事業所数）	1,500件	1,132件
	・ 滞納整理 （共通滞納事業所選定数）	前年度を上回る	2,120件
見込数値		18年度見込	16年度実績
	・ 保険料等収納額		
	厚生年金保険	207,402億円	194,537億円
	政府管掌健康保険	66,040億円	64,619億円
	船員保険	625億円	652億円
	児童手当	1,321億円	1,319億円
	・ 保険料等調定額		
	厚生年金保険	211,195億円	198,022億円
政府管掌健康保険	67,563億円	66,220億円	
船員保険	679億円	711億円	
児童手当	1,341億円	1,327億円	

### 3. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

【略】

(2) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額

- ・政府管掌健康保険：内容点検 738円以上 外傷点検 511円以上
- ・船員保険：内容点検 1,049円以上 外傷点検 1,067円以上

【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。〈新規〉
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確かな債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に対し12ヶ月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。

#### ④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
- イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び

被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

	18年度見込	16年度実績
計画数値		
・資格点検効果額	2,107円	2,499円
見込数値	18年度見込	16年度実績
・医療給付費		
健康保険	36,123円	33,754円
船員保険	196円	255円
・医療費通知件数		
健康保険	22,991,314件	22,170,781件
船員保険	68,100件	74,516件
・負傷原因照会件数	385,115件	385,117件
・求償件数		
健康保険	137,386件	146,672件
船員保険	463件	599件
・求償決定額		
健康保険	6,313,686,180円	8,068,586,780円
船員保険	53,129,223円	62,127,170円

### (3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%\*の実現を図る）

- ・ 傷病手当金 : 3週間以内
- ・ 出産手当金 : 3週間以内
- ・ 出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 家族出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 埋葬料（費） : 3週間以内
- ・ 家族埋葬料 : 3週間以内

（※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）

#### 【計画】

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（17年度における達成状況の公表は18年5月目途）※<修正>

イ 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

	18年度見込	16年度実績	
見込数値	・ 現金給付費		
	健康保険	5,335億円	5,187億円
	船員保険	54億円	54億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.27日	1.37日
	船員保険	6.22日	6.24日

## 4. 年金相談等の充実に関する事項

【略】

## 5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

### (1) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。  
特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

〔数値目標〕・健診実施割合

政府管掌健康保険：32%以上（40歳以上被保険者）

船員保険：38%以上（40歳以上被保険者）

・事後指導実施割合

32%以上

### 【計画】

ア 生活習慣病予防健診事業の実施

- ・一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施

イ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会等の事業を実施
- ・生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による運動指導等の健康づくり事業等の実施

ウ 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る。※<修正>

エ 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。※<新規>

	18年度計画	16年度実績	
計画数値	・健診実施者数		
	健康保険(40歳以上被保険者)	3,372,800人	2,884,760人
	船員保険(40歳以上被保険者)	15,700人	15,456人
	・事後指導実施者数	573,994人	501,900人

## (2) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施すること。

### 【計画】

#### ① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。※<修正>

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険制度の在り方の検討結果等を踏まえた更なる合理化を進める。<修正>

#### ② 社会保険病院

社会保険病院については、平成15年度から平成17年度までの3カ年の経営改善計画の実施状況により、各病院の経営実績を評価し、①単独で経営自立ができる病院、②単独での経営自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院、③その他の病院に分類したうえで、①及び②の病院については、新しい経営形態への移行等を、③の病院については、統合、移譲（売却）等を検討し、政府管掌健康保険の公法人化の検討結果を踏まえ、平成18年度において整理合理化計画を取りまとめる。 <修正>



## 6. 業務全般に関する事項

### (1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。  
・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

【数値目標】「お客様満足度」調査による利用者満足度を向上するよう努める。

	17年7月	18年1月	18年度目標
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	〇〇%	前年同期以上、かつ、全ての事務所が前年同期の全国平均以上
総合相談窓口等 (全体の満足度)	83%	〇〇%	

(注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

#### 【計画】

#### ① 分かりやすい情報提供

【略】

#### ② 窓口サービスの改善

【略】

#### ③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 従来、地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、様式等の統一化を図る。※<新規>

イ 申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等の見直しを行う。※

ウ 通知書等の見直しに当たっては、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター調査を実施する。※<新規>

#### ④ 業務品質の向上

ア 全国的に統一した業務マニュアルを職員研修等により徹底し、新業務マニュアルの運用開始により、業務品質の標準化を図る。※<新規>

イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る。※<新規>

ウ 被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員等に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報を提供するとともに、双

方向の情報交換（モニター調査等）が行えるよう、メールによる情報提供・交換体制を整備する。※＜新規＞

⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。※＜新規＞
- イ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。※＜新規＞

⑥ 年金被保険者・受給者カードの検討

年金被保険者・受給者カードの導入について、省内関係部局と連携し、セキュリティの確保や技術開発等に要する経費等を考慮しつつ、カードの形態、機能等について幅広く検討を進める。＜新規＞

## (2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。

### 【計画】

#### ① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る数値目標に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、平成18年3月に策定する契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。※
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。※
- エ 随意契約審査委員会における随意契約のチェック等を的確に実施する。※
- オ 業務に使用する帳票等の標準化・集約化を推進し、調達コストの削減に努めるとともに、平成18年7月より社会保険事務局の契約事務の軽減と在庫管理の徹底を図るためのオーダーリングシステムを導入する。＜新規＞
- カ 平成17年度に導入した事業単位コードを適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理に活用することにより、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。※＜拡充＞

#### ② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況等に重点をおいて実施する。
- イ 平成20年秋発足予定の年金運営新組織に設置する外部の専門人材を登用した「特別監査官」、「特別監査官補佐」の設置及び監査業務のブロック化の先行実施により、監査体制の強化を図る。＜新規＞

#### ③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。※
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。※＜新規＞

計画数値

- ・ 競争入札割合  
100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
- ・ 調達コストの削減  
調達計画額の10%以上を削減

### (3) 広報活動の推進

【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の25%以上とすること。

#### 【計画】

#### ①社会保険事業の効果的な広報

- ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。
- ・テレビ、ラジオを中心とした広報から新聞、ポスター、ホームページ、市町村広報等の活用を中心とした広報の実施
  - ・広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
  - ・効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
- イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。
- ・制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
  - ・年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
  - ・国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
  - ・健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
  - ・インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
  - ・適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
  - ・政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報
- ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進
- エ 平成17年度に作成した「総合カタログ」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別パンフレット」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成18年度版を作成し、これらの広報素材を元に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。※<新規>
- オ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と、子供向けのキッズページを作成し、わかりやすい広報を展開する。※<新規>

#### ②年金教育の推進

- ア 学校における年金教育をより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する（教育関係機関との協力・連携、教師向け、生徒向け年金

- セミナー実施校の拡大、年金広報専門員の活動の強化)。※
- イ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金に係る専門知識を有する民間企業・団体を活用し、大学ごとに年金セミナーを開催する（関係機関への協力を依頼）。※
- ウ 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的で開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。※＜拡充＞
- エ 平成17年4月から国民の教育について社会保険大学校の活用を図る。※
- ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載※
  - ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する支援

計画数値	18年度計画	16年度実績
・ ホームページアクセス数	5,700万件	5,392万件
・ 前年度実施広報の認知度を上回ること		
・ 生徒に対する年金セミナーの実施率	25%	22%

#### (4) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

##### 【計画】

##### ①個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、平成17年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。※
- イ 平成17年4月から施行された行政機関個人情報保護法に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。※
- ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。※
- エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

##### ②情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・個人情報保護研修受研率	100%	－%
見込数値	・レセプト開示件数	8,686件	5,207件
	・情報公開法に基づく開示請求件数		
	本庁分	37件	113件
	地方分	(地方計画の積上)	2,107件

## (5) 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

### 【計画】

#### ① 5年間の業務・システム最適化計画の実施

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間で、

- ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新
- イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ウ 原則、一般競争入札による調達
- エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより、費用構造の透明性を強化
- オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- カ バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保

を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。※<新規>

#### ② 平成18年度の取り組み

平成18年度においては、

- ア 次期システムを構築するための基本設計の着手
- イ 端末設備のオープン化を図るためのソフトウェア開発
- ウ 記録管理システム及び年金給付システムで使用している業務サーバの集約を実施。※<新規>

## (6) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。

### 【計画】

#### ① ガバナンスの強化

- ア 本庁及び地方の各組織において、幹部職員によるガバナンスの強化を図る。
- イ ブロック単位での広域的な取組を推進する。
  - ・ブロック内の調整を担当する事務局を位置づけて、ブロック単位の活動を推進
  - ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
  - ・ブロック単位のノウハウの交流、指導・監察の連携
- ウ 数値による事業管理の推進を図る。
  - ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価※
  - ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）※
- エ コンプライアンス（法令遵守）の推進
  - ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度※
  - ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会※
  - ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者を各組織毎に設置
- オ 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図る。
  - ・本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）※
  - ・地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）※
- カ 意思決定機能を強化するため、平成20年秋発足予定の年金運営新組織に設置する外部の専門人材を登用した「年金運営会議」を先行実施する。＜新規＞
- キ 監査機能を強化するため、平成20年秋発足予定の年金運営新組織に設置する外部の専門人材を登用した「特別監査官」、「特別監査官補佐」の設置及び監査業務のブロック化を先行実施する。＜新規＞

#### ② 人材の育成

- ア 人事交流の活発化を図り、多様な人材が相互に刺激しあい、総合力を発揮できる組織とする。
  - ・本庁と地方との間の人事異動の拡大※
  - ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大※
  - ・ブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の拡大
  - ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
  - ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施＜新規＞
- イ 業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。
  - ・本庁と各事務局ごとに研修計画の策定
  - ・社会保険大学校の研修の充実と評価の実施
  - ・各事務局の研修を充実



- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・各職員を、「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置を行う。

特に、システム開発部門に従事する職員については、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用をするなどにより、人材の育成を行う。

<新規>

- ウ 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。※<新規>
- エ 社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による試行的な通信研修を実施する。※<新規>

### ③ 人事評価制度の実施

現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度を導入する。平成18年度から一定職以上の職員を対象として、本格実施を行う。その他の職員については、試行的に実施した上で、平成19年度から全職員を対象として本格実施を行う。※<新規>

### ④ 職員の意識改革の推進

ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。(平成18年7月に17年度の取組の公表及び長官表彰) ※<修正>

イ 内部改善提案制度(平成16年10月～)により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。※

ウ 職員行動規範(平成16年12月策定)により、お客様志向の意識改革を推進する。※

エ 国民のニーズに対応したお客様志向の社会保険サービスを提供するため、抜本的な見直しを行った体系及びカリキュラムにより、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。※

### ⑤ 人員の最適配置及び事務所等拠点の見直し

ア 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、平成17年度より人員配置の見直し計画を策定し、3か年で実施する。※

イ 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。<新規>

ウ 国民年金保険料の収納体制の強化を図るための大幅な人員シフトを行う。<新規>

エ 社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏まえ、首都圏1都2県において、事務所の統合・分割(3増3減)を実施する。※<新規>

- オ わかりやすく効果的な組織づくりを図るため、社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進める。＜新規＞
- カ 社会保険事務所の庶務課業務の効率化を進める。＜新規＞

⑥ 外部委託の拡大

- ア 健康保険給付関係の19届書及び年金給付関係の58届書の入力業務について、外部委託化を推進する。※＜新規＞
- イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。※＜新規＞
- ウ 平成17年度創設の市場化テストのモデル事業として、平成18年度においては、未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務（104か所の社会保険事務所）、国民年金の保険料収納業務（35か所の社会保険事務所）、年金電話相談業務（2か所の年金電話相談センター）を外部委託する。＜拡充＞